

## 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、国民健康保険事業特別会計が赤字となりましたが、一般会計及び他の4特別会計の実質収支は黒字決算となったことから算定されません。

(1) 実質公債費比率…前年度と同率になっていますが、単年度決算では前年度より2.3%増加しており、増加の主な要因は、公債費に準ずる債務負担行為に係る額が約5,100万円増加したことによるものです。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が国の許可を要することから、さらに改善することを目指しています。

(2) 将来負担比率…前年度の64.0%と比較すると9.3%改善し54.7%となりました。早期健全化基準は350%であることから、「安全ライン」にあると言えます。平成27年度の借入金の額は、平成26年度と比較すると約1億円増の6億3,123万円となっていますが、借入金残高については平成26年度末で96億2,700万円あったものが、平成27年度末では93億7,875万円と2億4,825万円減少しました。その借入金には過疎債<sup>※1</sup>や合併特例債<sup>※2</sup>といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成26年度の92億8,286万円より1億8,666万円減の90億9,620万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、平成27年度決算時で約22億円であり、単年度の標準財政規模<sup>※3</sup>47億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は1市町村ではどうしようもないほど変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の合併自治体への増額交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを合併の優遇措置が切れるまでに検討していく必要があります。

※1 過疎債：過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。

※2 合併特例債：市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では平成32年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。

※3 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表しております。



こちらの記事に関するお問い合わせは、企画財政課財政グループまで。(☎)2751

せん。  
財政再生基準 基準を超える  
と財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければなりません。  
資金不足比率 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。  
経営健全化基準 基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。本町の場合、20.0%以上となるとこれに該当することとなります。